

裁判長
認印



調 書 (決定)

事 件 の 表 示 令 和 5 年 (行 ナ) 第 8 6 号

決 定 日 令 和 5 年 1 2 月 4 日

裁 判 所 最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷

裁 判 長	岡 深 安 堺	裁 判 官	山 浪	裁 判 官	正 卓 亮	裁 判 官	晶 也 介 徹
-------	---------	-------	-----	-------	-------	-------	---------

当 事 者 等	申 立 人	野 川 等
	申 立 人	[REDACTED]
	申 立 人	[REDACTED]
	申 立 人	白 石 由 貴
	申 立 人	[REDACTED]
	申 立 人	岩 村 匡 斗
	申 立 人	[REDACTED]
上記 7 名 代理人 弁護士		近 藤 博 徳 ほか

対 象 事 件 の 表 示 最 高 裁 判 所 令 和 5 年 (行 ツ) 第 1 8 0 号 (令 和 5 年 9 月 2 8 日 決 定)

裁 判 官 全 員 一 致 の 意 見 で , 次 の と お り 決 定 .

第 1 主 文

- 1 本 件 申 立 て を 棄 却 す る .
- 2 申 立 費 用 は 申 立 人 ら の 負 担 と す る .

第 2 理 由

本 件 申 立 て に つ い て は , 上 記 対 象 事 件 の 決 定 に 所 論 の 民 訴 法 3 3 8 条 1 項 所 定 の 再 審 事 由 が あ る も の と は 認 め ら れ 不 い .

令 和 5 年 1 2 月 4 日

最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷

裁 判 所 書 記 官 廣 川 由 紀 子 

こ れ は 正 本 で あ る .

同 日 同 庁

裁 判 所 書 記 官 廣 川 由 紀 子

